


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂	
件名	令和3年度東大和市都市農業経営力強化事業費補助金 交付要綱について			
	区分	1 審議事項	○	
関係事例規則	東大和市補助金等交付規則（昭和42年規則第6号）			
事項部課				
機関				
1. 要旨				
<p>東大和市の農業の担い手である認定農業者の経営を支援し、都市農業を推進するために「令和3年度東大和市都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱」を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>東京都都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号）に基づいて行う事業に対して市が補助金を交付することにより、認定農業者の経営力強化等に向けた取り組みを支援し、もって都市農業の活性化を図る。</p> <p>事業対象者：認定農業者2人 補助対象事業：養液栽培ハウスの設置 総事業費：45,575,000円 補助率：東京都1/2、市1/4 補助金額：29,970,000円</p> <p>(2) 施行日 令和3年8月2日</p> <p>(3) 影響及び効果 農業の担い手である認定農業者を支援することで、市内農業の振興が図れる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
令和3年7月15日 東京都より事業決定及び内示 令和3年8月2日 要綱制定				
3. 留意事項（問題点等）				
特になし。				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
令和3年度東大和市都市農業経営力強化事業補助金交付要綱に基づき、速やかに補助金の手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。